

東北防衛局入札監視委員会の運営に関する規則を次のように定める。

平成30年7月12日

東北防衛局長 深澤 雅貴

東北防衛局入札監視委員会運営規則

（趣旨）

第1 本規則は、「入札監視委員会設置要綱について（通達）」（平成28年3月31日付防整施（事）第152号。）以下「通達」という。）の第1の規定に基づき東北防衛局に設置される入札監視委員会の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（名称）

第2 東北防衛局に設置される入札監視委員会の名称は、東北防衛局入札監視委員会（以下「委員会」という。）とする。

（会議の開催等）

第3 委員会は、通達第2の審議に関し、原則として、四半期ごとに定例会議を開催することとし、委員長が招集する。また、会議は必要に応じて臨時に開催できるものとする。

なお、通達第2第1項（1）ア及び第2項（1）の審議の対象とする契約について、委員長が指名する委員が会議の2週間程度前までに、原則として、入札又は契約方式ごとに抽出する。

2 委員会は、通達第2第1項（3）及び第2項（3）に規定されている再苦情処理等に関する審議について、契約実施機関の長から依頼があった場合には、概ね50日以内に、これを審議し、その結果を東北防衛局長に報告する。

3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

4 委員長は、会議を緊急かつやむを得ない事情により開催することができない場合は、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

（意見の具申又は勧告）

第4 委員会は、通達第2第1項（1）ア及び第2項（1）の審議において、参加資格の設定の経緯、指名及び落札者決定の経緯並びに随意契約の相手方

選定の経緯等について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要に応じて、東北防衛局長に対して意見の具申又は勧告を行う。

- 2 委員会は、通達第2第1項(2)及び第2項(2)の審議に関し、必要に応じて入札の執行を延期し又は取りやめ並びに契約締結等の可否について、東北防衛局長に対して意見の具申を行う。

(事務局)

第5 委員会には、委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事及び事務局員をもって構成する。
- 3 東北防衛局の幹事は、契約課長をもって充て、通達第2第1項及び第2項(東北防衛局が所管するものに限る。)に関する審議に必要な事務を総括する。
- 4 東北防衛局管内に所在する陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁(以下「各機関」という。)の幹事は、各機関の主たる防衛省発注機関の長が指名した者をもってこれに充て、通達第2第2項(東北防衛局が所管するものを除く。)に関する審議に必要な事務を総括する。
- 5 事務局員は、東北防衛局長及び各機関の主たる防衛省発注機関の長が指名した者をもってこれに充て、東北防衛局及び各機関が実施する入札及び契約に関する審議に必要な資料をそれぞれ取りまとめる。

(報告等)

第6 東北防衛局長は、通達第7の規定による報告を行ったときには、その写しを地方協力局長、各幕僚長及び各機関の主たる防衛省発注機関の長のうち関係する機関に送付する。

(雑則)

第7 この規則に定めるもののほか、委員会の審議の手続きその他必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成30年7月12日から施行する。
なお、東北防衛局入札監視委員会運営規則(平成20年6月2日東北防衛局長決裁)については廃止する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の入札監視委員会(以下「旧入札監視委員会」という。)の委員である者は、この規則の施行の日に、通達の第3第2項の規定により新たに開催される入札監視委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3第3項の規定にかかわらず、同日における旧入札監視委員会の委員としての残任期間とする。